

一般貨物自動車運送業における移動式クレーンを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	8~9	地盤改良工事現場を請け負う会社からの発注によりRES管（6.5m、径3cm）を4tユニック車で荷下ろしするためにユニックを操作中、上部の電線に当たらない様に注意を向けすぎたため、ユニックのブームがRES管に当たってしまい、荷台から落下し、その際に顔面裂傷等の負傷をした。	59	—
1	14~15	足折式クレーンに乗り木材を積む作業をしていた時、突然アームの根の部分が折れて屈接部分にある操縦席から荷台に落下し、左足を強打し、上半身に衝撃を受けた。	42	10~29
2	9~10	置場にて、既存のレールを作動させようとクレーンオペレーターが操作を行った際、レールが回転した為止めようと手で掴んだところ、3本のレールに挟まり受傷した。（トラックレール）	62	30~49
2	14~15	アスファルトの駐車場でプラスチック製の敷板（120×2900）30枚で1山の荷物を自車のユニックで積み込みしている時、敷板をしぼっていなかった為、バランスを崩した際に敷板が崩れてきて、トラックの荷台のアオリとの間に、挟まれてしまった。	52	1~9
2	10~11	搬入現場にて積荷（長160×幅455、厚さ75、重36kg）のパネル部材をクレーンにて荷卸し中に片側のスリングベルトのアイがフックに十分掛かっておらずフックより外れて荷へと滑り落ちてきたが吊り荷より十分に離れずに、背を向けて別の作業をしようとしていたので避けられずに接触してしまい、左足小指・甲・踝の骨折・脱臼、右足膝靭帯を損傷した。	49	1~9
		被災者は、敷地内にて引き取って来たパワーショベル（クラス0.1）をユニック車		

2	12~13	(2.9t吊り上げ可能) で下していたが、ユニック車のアウトリガーを横に張り出さずに作業を行ったところユニック車が傾き、その反動で積み下ろし中のパワーショベルと近くにあるパワーショベルとの間に挟まれ肋骨・腰椎横突起骨折及び右大腿部打撲負傷した。	52	~ 29	10
3	14~15	現場で中型トラックに積んであった荷物(鉄骨柱2本)を荷卸しようとして、左手でクレーンのリモコンを操作した。鉄骨(手前にある1本)を吊って手前側に振るつもりが、操作ミスで逆側に振ったため、鉄骨の揺れを防ぐために支えていた右手中指の先が鉄骨に挟まり負傷した。	57	~ 29	10
5	9~ 10	鉄板をトラックで運搬中、固縛をしていたが、道路の振動で鉄板が動いたことに気付く、安全な場所に停車させて鉄板のズレをなおそうとユニックで鉄板を10cm程吊ったところ、鉄板の吊り穴からフックが外れて鉄板が落下した。その際に左手を鉄板の下に入れてしまい、左手の指2本を挟んだ。	46	~ 99	50
5	12~ 13	住宅建築工事現場で、荷降しのため、荷台上で材木をトラッククレーンで吊り下げ、クレーン操作のため荷台からクレーンアウトリガーに足を掛け降りる時、雨で濡れたアウトリガー上部で右足を滑らせて後ろ向きに落下し、左足脛をアウトリガーで強打し、裂傷した。	32	~ 29	10
5	11~ 12	納品先構内で荷おろし中、乗務員がワイヤー掛けの補助をしている時、パイプ上に乗務員が右手をのせていたが、荷受け担当者は合図を確認せず巻き上げを開始した事により、パイプの間に右手中指が挟まれ負傷した。	44	~ 29	10
6	9~ 10	自社車庫にて、移動式クレーンで支柱(鋼材)を荷台に積み込み、着地させたところ、支柱が倒れ、左手親指付け根を裂傷した。	52	~ 9	1
7	12~ 13	トラックからユニックで品物を荷下ろし中、吊り具のワイヤーロープが商品に引っ掛かったため、商品が横転し、体が接触して怪我をした。	46	~ 29	10
7	8~9	車両の右アオリドアを降ろし、クレーンにて窒素LSボンベ(約200kg)を吊るために作業にかかろうとしたとき、荷台上で足を滑らし地面に落下し、慌てて両手を地面につき、左手首を骨折した。	51	~ 29	10

9	16～ 17	製品置場で製品（マス）を8tクレーン車に、一人で荷積み作業中、クレーンで荷台上まで製品を移動し荷台の置き場所確保の為、台木の並び替えをしていた所へ、吊り具から製品がはずれ荷台上に落ち、その反動で作業中の本人の右足上に倒れてきて、負傷した。	34	1～ 9
10	9～ 10	クレーン付6tユニック車で鉄筋を荷下ろし中、クレーンの操作ミスにより、鉄筋が振られ、左側胸部に当てた。	51	30～ 49
10	7～8	会社敷地内にて、移動式クレーン車の運転席から外に降りようとした際に、高さ約1.5mから足を滑らせて右足首を捻りながら着地した際に、右腓骨位端骨折をした。	37	10～ 29
10	15～ 16	12t平車にて到着後、荷卸しを開始。製品の荷卸しを終え空キャリア（高さ1.5m、重量60kg）を回収するため重ねて積もうとしたところずれていたもので、ずれを直そうとした時にずれが直り、当事者の右足に直撃。当時、安全靴は着用していたが、鉄板の無い部分に当たり負傷。	48	30～ 49
11	9～ 10	工事現場土場において、当社11.3tユニック車を運転し、幅1.5m長さ6.0m厚さ約2cm重さ約1.3tの鉄板7枚をクレーン車を使用し、荷台に積み込んだ鉄板の上に上がりワイヤーで固定する作業中、足を滑らせバランスを崩した為、転落を避けようと約1.1m下の地面に飛び降りた際、地面に尻もちをつく状態で着地し、腰部を負傷したものである。事故後、車を運転し土場に荷降ろし作業を行おうとしたが、腰部が痛み携帯電話で会社に連絡し、会社より代わりの運転手が積み荷を降ろし、会社に戻り直ちに救急車を呼び病院へ行った。被災者はヘルメット・安全靴の着用及びクレーン・玉掛け等の作業免許は取得していた。	49	1～ 9
12	8～9	屋外駐車場（荷卸し場）にて、8tユニック車の荷台に積んであったコンクリートパイルの荷卸しを行う際に、前日に降り積もった雪を払い落とし、荷締めワイヤーを外すためパイル間の下敷きにしてある台木に右足を乗せて上がろうとしたところ、パイルが凍結していたので台木がずれてバランスを崩し、荷台から地面に足から落ちて尻もちをついて負傷した。	41	10～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html